

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から62年2月まで  
② 昭和62年4月から同年9月まで

昭和59年11月の婚姻前後に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、夫だけが納付済みで私は未納であるとは考えられず、昭和61年度については3月分のみ納付済みであるのもおかしいと思うので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和62年10月に払い出されたものと推認されることから、この頃国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、加入時点において、申立期間は現年度納付が可能であり、同一年度に当たる同年10月の保険料は、同年12月5日に現年度納付されていることがA県B市の国民年金被保険者名簿において確認できる上、申立人は、申立期間後の保険料については、第3号被保険者期間を除き、全て納付していることを踏まえると、申立期間についても現年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、一貫してその夫と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、夫は定額保険料に併せて、過年度納付ができない付加保険料も納付済みであることから、この間の保険料は現年度納付したものと考えられるが、上記のとおり、申立人の国民

年金への加入時期は、昭和 62 年 10 月であり、申立内容とは符合しない上、加入時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日の記録を昭和54年4月6日に、資格喪失日の記録を55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を54年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から55年3月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月6日から55年4月1日まで

私は、昭和54年4月から55年3月末までC県D郡E町のF社のG社員として勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、引き続き同じ雇用条件で、昭和55年4月から56年3月末まで同県同郡H町のI社に勤務した期間は、厚生年金保険の加入記録が有るので、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社発行の申立人に係る在職証明書及び同社が保管する申立人に係る任用内申書により、申立人は、申立期間においてC県D郡E町のF社にG社員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る任用内申書について、申立期間及び厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和55年4月から56年3月末までの期間を比較したところ、申立人は、いずれもG社員であり、職名はJであるなど、業務内容や勤務形態が同一であることが確認できる。

さらに、B社は、「G社員は、申立期間当時も厚生年金保険に加入してい

たと考えられる。」と回答している上、申立期間当時の給与担当者は、「当時から、2か月以上の期間で採用するG社員は、厚生年金保険の加入手続を行い、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

加えて、B社から提出された「G社員等の健康保険、厚生年金保険の適用事業所の変更について（通知）」によると、G社員の健康保険、厚生年金保険の適用事務は、当該通知の別紙「G社員等の健康保険・厚生年金保険適用事務取扱要領」に基づき、昭和52年7月1日から実施することとされており、当該取扱要領によると、健康保険、厚生年金保険の適用対象者は、「K社の任命に係る社員で、L組合の組合員でない者」と記載されている。

また、申立期間において、申立人と同様にG社員であった同僚のほぼ全員について、B社が保管する任用内申書の任用期間と厚生年金保険の加入記録が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の保管する任用内申書により、申立人と雇用条件が同じであることが確認できる同僚のうち、昭和55年4月から56年3月までの標準報酬月額が申立人と同額となっている者の記録から、54年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月から55年3月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間及びその前後の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会が有ったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立期間に係る被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年4月から55年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの期間、58年10月から同年12月までの期間、59年5月、60年4月から同年9月までの期間、62年12月から63年8月までの期間、平成元年10月から10年3月までの期間、同年10月から11年6月までの期間及び同年8月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年9月まで  
② 昭和58年10月から同年12月まで  
③ 昭和59年5月  
④ 昭和60年4月から同年9月まで  
⑤ 昭和62年12月から63年8月まで  
⑥ 平成元年10月から10年3月まで  
⑦ 平成10年10月から11年6月まで  
⑧ 平成11年8月から12年1月まで

母親が、昭和36年4月頃国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。当時は町内会で保険料の集金をしており、納付が遅ればA県B郡C町（現在は、D市）職員のE氏が何度も集金に来ていた。申立期間②から⑧の保険料についても母親が納付してくれていた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和36年4月頃国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間②から⑧の保険料についても、母親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は同年 10 月 22 日発行の国民年金手帳を所持していることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、上記の国民年金手帳の印紙検認記録において、同年 4 月から同年 12 月までの保険料を 41 年 1 月 31 日に現年度納付していることが確認でき、オンライン記録において、申立期間に後続する 38 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料が納付済みとされていることから、申立人が国民年金に加入した後、時効とならず遡って納付可能な 38 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付したものの、申立期間は既に時効であったことから、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②、③及び⑤について、D 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金被保険者名簿における申立人の国民年金被保険者資格記録をみると、申立人は、昭和 56 年 8 月 26 日付けで国民年金被保険者資格を喪失、その後、59 年 6 月 1 日再取得、60 年 10 月 22 日喪失、平成元年 10 月 7 日再取得とされていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、当該期間はいずれも国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立期間④、⑥、⑦及び⑧について、上記の D 市の国民年金被保険者名簿では未納であり、現年度納付されなかったものと考えられ、当該申立期間の国民年金保険料を納付するには国庫金納付書により過年度納付することとなるが、当該納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、延べ 12 年度 123 か月にわたる全ての保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年3月まで

婚姻して勤務先を退職した昭和48年6月頃に、A県B郡C町役場（現在は、D市）で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は夫が納付してくれており、同町役場に保険料を持参して年金手帳に領収印を押してもらっていた記憶と、E銀行F支店の夫名義の口座から口座振替で納付していた記憶が有るので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻を契機に勤務先を退職した昭和48年6月頃に、C町役場で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料はその夫が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、C町で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、同町が国民年金の加入状況等を記録している国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和51年4月27日に資格取得申出を行い、その夫が厚生年金保険被保険者であったため、同日付けで国民年金に遡って加入することができない「任意」の種別で国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人には、婚姻前の昭和45年7月にA県G郡H町（現在は、D市）において、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、



同町の国民年金被保険者名簿において、申立人は、同年9月4日に厚生年金保険に加入したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、その後、同資格を再取得した形跡は認められないことから、この手帳記号番号においても申立期間は国民年金に未加入の期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から59年12月まで

母親が昭和55年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、最初の頃は集金人に納付し、その後はA郵便局で納付してくれていた。さらにその後は口座振替により自身で納付していた。未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和55年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、最初の頃は集金人に納付し、その後は郵便局で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認でき、このことはB市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人が昭和59年度から登載されていることとも整合しており、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和55年9月から59年3月までについて、上記の国民年金加入時点では、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立期間のうち、昭和59年4月から同年12月までについて、

上述のB市の収滞納リストでは未納であることから、現年度納付されなかったものと推認され、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

なお、B市において、郵便局での国民年金保険料の現年度納付が可能となったのは、昭和63年4月以降であり、この点においても申立内容とは符合しない。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月まで

昭和36年当時、A市B区役所から国民年金手帳が自宅に届き、その後、同区役所から毎月、自宅に来た集金人に妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付し、矩形型の領収書を受け取っていた。現在、当時の領収書は手元に無いが、申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、B区役所から国民年金手帳が自宅に届き、その後は毎月、その妻が集金人に現金で国民年金保険料を納付し、領収書を受け取っていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人夫婦は、同年同月1日に発行された国民年金手帳を所持していることから、この頃国民年金に加入したものと考えられるものの、当時、A市では、印紙検認方式により保険料を収納している上、同市において集金人制度が開始されたのは37年9月からであり、申立期間の保険料を集金人に納付し、領収書を受け取っていたとする申立人の主張とは符合しない。

また、上記の申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印は認められないことから、現年度納付はされなかったものと考えられ、これを納付するには過年度納付によることと

なるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に「D（漢字）」、「E（カナ）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月まで

昭和36年当時、A市B区役所から国民年金手帳が自宅に届き、その後、同区役所から毎月、自宅に来た集金人に私が国民年金保険料を夫の分と一緒に現金で納付し、矩形型の領収書を受け取った記憶があり、申立期間が未納とされていることには納得ができないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、B区役所から国民年金手帳が自宅に届き、その後は毎月、申立人が集金人に国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に現金で納付し、領収書を受け取った記憶があると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人夫婦は、同年同月1日に発行された国民年金手帳を所持していることから、この頃国民年金に加入したものと考えられるものの、当時、A市では、印紙検認方式により保険料を収納している上、同市において集金人制度が開始されたのは37年9月からであり、申立期間の保険料を集金人に納付し、領収書を受け取っていたとする申立人の主張とは符号しない。

また、上記の申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印は認められないことから、現年度納付はされなかったものと考えられ、これを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人又は申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、C県内全てを対象に「D（漢字）」、「E（カナ）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から23年4月1日まで

申立期間はA社又はB社に勤務していた。当時の集合写真やA社の写真と職員名簿が残っており、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。しかし、厚生年金保険の加入記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険適用事業所であった記録は見当たらないが、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本、B社に係る登記簿謄本及び元同僚の供述により、A社は後のB社であることが確認できる。

また、申立人が所持するCグループ名簿(未完)及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、当時の資料を保管していないと回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和26年8月1日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、元同僚は「当時、その会社には厚生年金保険の制度は無かった。」と供述している上、申立人が共に勤務していたと主張する、申立人の妻及び同僚について、申立期間における厚生年金保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で



きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。